

電話事業者認証制度(ETOC) 審査規則

2024 年度版

電話事業者認証機構(ETOC)
Elite Telecom Operator Certification Body, ETOC

1 総則

1.1 目的

1.1.1 本規則は電話事業者認証制度(ETOC)の評価認証に関する事項を規定することで、公正な認証を実施に資することを目的とする。

1.2 範囲

1.2.1 本規則は、電話事業者認証機構の電話事業者の評価認証事業の範囲を越えない。

2 電話事業者認証制度の登録

2.1 登録

2.1.1 機構は、認証を希望する者からの審査の申請を受け付け、機構が別に定める基準（審査基準）を満たしていると認めた際に登録者として登録原簿に登録するものとする。

2.1.2 機構は登録原簿に登録番号、登録年月日、登録者の名称、登録者の所在地並びに適用基準その他機構の管理に必要な情報を登録する。

2.1.3 機構は登録原簿の主要な情報について公表する。登録、削除、一時停止などの異動時と同様とする。

2.2 登録証書

2.2.1 機構は登録者に対し、優良電話事業者認証登録証書（登録証書）及び認証登録マーク（認証マーク）を発行する。

2.2.2 登録証書の初回審査及び更新審査に基づいて発行される登録証書の有効期間は認証決定の日（登録日）から1年とする。

2.3 登録のマークの使用の許諾

2.3.1 機構は登録証書及び認証マークの使用に関する許諾について別に細則を定める。

2.3.2 機構は規定に従い、登録者に対し登録証書と認証マークの利用を許諾する。

2.3.3 登録者は規定に従い、登録証書や認証マークを自らのウェブサイトや文書等に使用することができる。

2.4 登録の地位の表明の許諾

2.4.1 登録者は、規定に従い、登録された認証の地位等を文書若しくはウェブサイト等で引用若しくは表明することができる。

2.4.2 登録者は、規定に従い、文書若しくはウェブサイト等で登録された認証の地位等を引用若しくは表明する際に、その表明を確実に示すため、機構のウェブサイトを示すことができる。

2.5 登録の維持

2.5.1 登録者は登録を維持するために、本規則に基づき、機構の更新審査若しくは臨時審査を受けなければならない。

2.5.2 登録者は登録を受けた内容に大きな異動が生じた場合、その内容及び程度に応じて機構の臨時審査を受けなければならない。

2.5.3 機構は登録者に関して認証した事項に関し、外部より文書で苦情等を受領した場合若しくは本認証制度に重大な影響を与える次案が生じたことを確認した場合、その内容を登録者に照会するとともに、検討の上で必要時には臨時審査を登録者に対して要求する。

2.6 登録の継続

2.6.1 登録者は、登録証書の有効期間満了後もその登録を継続するために、更新審査を受けなければならない。

2.6.2 更新審査が登録証書の有効期限前に完了した場合、機構は、その時点で有効な登録証書の有効期限日に基づき新しい登録証書を発行する。

2.6.3 更新審査が登録証書の有効期限前に完了しなかった場合、その登録は一時的に停止され、停止された期間の登録は無効となる。

2.6.4 登録が一時的に停止された時点から更新審査が6ヶ月以内に完了した場合、一時停止さ

れた登録を再度有効とし、新しい登録証書を発行する。この場合、新しい登録証書の有効期限は従前の登録証書の有効期限に基づき定められる。

2.7 登録の拒否

2.7.1 機構は、申請者が次のいずれかに該当する場合、登録を拒否するとともに、当該申請者に審査結果を通知する。この場合、申請者から機構に支払われた審査料その他については一切返還しない。

2.7.1.1 申請者が機構の規定等若しくはこれらに基づく審査に同意できないとき

2.7.1.2 申請者と機構の間に、公平性が維持できない場合や、容認できない利害関係があるとき

2.7.1.3 故意に虚偽説明を行っていた事実が判明したとき

2.7.1.4 審査が完了できないとき

2.8 登録の消除

2.8.1 機構は登録者が次のいずれかに該当する場合、登録を消除し、登録者に対してその旨を通知する。

2.8.1.1 審査若しくは更新審査を受けないとき

2.8.1.2 審査及び更新審査で、常態化した又は深刻な不適合があり、機構が登録を消除することが適当であると認めたとき

2.8.1.3 審査及び更新審査で、登録者が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき

2.8.1.4 基準の要求事項に変更があり、登録者が変更された要求事項に適合できないとき

2.8.1.5 認証が不正確に引用された場合や、登録証書及び認証マークが誤解を招くような方法で使用されたとき。またこれらに関する規定が守られないとき

2.8.1.6 登録の対象となる活動が長期にわたり停止されたとき

2.8.1.7 登録者若しくはその主たる支配者による重大な法令違反など、社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき

2.8.1.8 審査の手数料その他定められた費用が支払われないとき

2.8.2 機構は登録者から登録消除の申し出があったとき、登録を消除したあと、当該登録者にその旨を通知する。

2.9 登録の一時停止

2.9.1 機構は、登録者が次のいずれかに該当する場合、登録の効力を一時停止し、当該登録者にその旨を通知する。

2.9.1.1 機構が登録の消除の猶予を認めたとき

2.9.1.2 登録者より一時停止の申込みがあったとき

2.9.2 一時停止の原因となった課題が、機構が定めた期限より前に解決したことが確認された場合は、その一時停止は解除され、登録は復帰される。

3 審査

3.1 審査一般

3.1.1 申請者が審査申込書とともに審査基準を満たすことを示す信憑を提出し、かつ審査費用の支払が確認された場合に、機構は審査を開始する。

3.1.2 機構が追加の信憑が必要であると判断した場合、若しくは補足説明を要すると判断した場合、申請者は速やかにこれに応じなければならない。

3.1.3 機構が実施する合理的な情報収集によって認証にふさわしくないと判断される場合は認証を不可とする場合がある。

3.1.4 機構は合理的な審査を実施した後、その結果を登録者に対して通知する。その場合、登録可否の原因等、審査結果の詳細については開示しない。

3.1.5 登録者は、登録後も認証基準に適合するように維持しなければならない。認証基準に適合しない事項が明らかになった場合は速やかに是正措置を講じ、認証基準に適合させな

ければならない。

3.2 登録審査

3.2.1 登録審査 1次審査において、機構は申請者の本人性の確認を行うとともに提出された文書等の過不足を確認する。機構が必要と判断した場合は申請者に対し、追加の資料の提出を要請する場合がある。

3.2.2 登録審査 2次審査では、主として提出された文書に記載された内容の審査基準に対する適合性、及び申請者やその実質的な支配者、経営者、役員、管理職等（過去の申請者及び実質的な支配者、経営者、役員、管理職等を含む）の社会的信頼性等を必要かつ合理的な範囲で確認する。このために機構が必要と判断した場合は申請者に対し、補足説明を要請するなどして追加の確認を実施する場合がある。

3.2.3 登録審査 3次審査では、別に定める審査に関する委員会を開催し、2次審査の結果を確認した上で、登録の可否を判断する。機構は審査結果を申請者に通知する。

3.3 更新審査

3.3.1 更新審査では、機構は継続的な適合性及び登録の有効性を確認した上で、登録を更新することの可否を判断する。

3.3.2 更新審査は登録証書の有効期限の1ヶ月前までに完了しなければならない。

3.4 臨時審査

3.4.1 臨時審査では、機構に判断によって適宜実施される審査である。登録者は臨時審査に応じなければならない。

3.4.2 機構は臨時審査によって認証基準に適合していることを確認する。機構は基準に対して不適合若しくは不適切な状況を確認した場合、機構はその旨を登録者に通知する。

3.5 不適合若しくは不適切な状態に対する措置

3.5.1 更新審査若しくは臨時審査において不適合が確認された場合、登録者は修正若しくは是正処置を実施しなければならない。重大な不適合である場合は、すみやかに実施し、原則的に登録証書の有効期限より前に、機構の確認を得なければならない。軽微な不適合については、修正及び是正処置の計画を作成し、原則的に登録証書の有効期限より前に、機構の確認を得なければならない。

3.6 その他

4 申請者の同意事項

4.1 申請者は、以下の場合、申請者自らを特定する情報及び登録に関する情報が機構のウェブサイト等で公開される場合があることに同意する。

4.1.1 登録された場合

4.1.2 登録が削除された場合

4.1.3 登録が一時停止された場合

4.1.4 一時停止が解除された場合

4.2 申請者は、以下の場合、申請者自らを特定する情報及び登録に関する情報が他の登録者に通知される場合があることに同意する。

4.2.1 登録された場合

4.2.2 登録が削除された場合

4.2.3 登録が一時停止された場合

4.2.4 一時停止が解除された場合

4.3 申請者は、合理的な範囲で申請者の社会的信頼性等の確認が行われることに同意する。

4.4 申請者は、認証の結果によらず、その理由が申請者には一切開示されないことに同意する。

5 手数料及び経費

5.1 機構は次のいずれかに該当する場合、別に定めるところにより手数料を請求する。

5.1.1 審査を行うとき

5.1.2 登録証書若しくは認証マークの再発行を行うとき

5.2 機構は現地審査を行ったとき、別に定める旅費等の経費を請求することができる。

6 雑則

6.1 情報の提供

6.1.1 登録者は、機構が認証審査に関し必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。

6.2 機密保持

6.2.1 機構は、審査認証の実施の過程で得られた又は生成された情報は、以下の情報を除き、全て機密情報とみなし、登録者の書面による同意なしに第三者へ開示してはならない。

6.2.1.1 認証機関への要求事項に基づき公開する情報

6.2.1.2 登録者によってすでに公開されている情報

6.2.1.3 本規則に基づき公開若しくは開示される登録者の情報

6.2.2 但し、機密情報を外部に提供することを法律で要求された場合は、法律で禁止されない限り、機構は当該情報の提供について登録者に通知した上で提供する。

6.3 所有権の維持

6.3.1 当機構が登録者に発行する登録文書やマークの画像等の所有権は、機構が維持する。

6.4 異議申立て及び苦情

6.4.1 申請者もしくは登録者は、本規則によって行われた審査若しくはその結果に関し異議若しくは苦情がある場合、機構が通知した日を含めて 2 週間以内にこれを申し立てることができる。

6.4.2 機構は、異議申立てを受領した場合、審査を実施する委員会においてその申立て内容を確認し、審議する。機構の行為や判断が自らの規定や審査基準に反し、若しくは逸脱したことが確認できた場合は、当該委員会は会長に是正を求めるとともに、監事にその是正状況の確認を求めることができる。

6.5 改定

6.5.1 この規則は、別に定める機構の運営に関する委員会の意見を踏まえ、会長が改定する。

7 附則

7.1 この規則は 2024 年 10 月 1 日から施行する。